

香美市告示第 161 号

公 示 送 達 書

下記の書類について、地方税法第20条の2及び香美市税条例第18条の規定により公示送達する。

当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年7月27日

香美市長 依光 晃一郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
督促状	SANTIAGO JONATHAN DOMIS	令和8年度市県民税第1期
督促状	SALIPEN WINDA ESLAO	令和8年度市県民税第1期
督促状	小松 嘉己	令和8年度軽自動車税
督促状	鍵山 幸子	令和8年度軽自動車税
督促状	小松 誠	令和8年度軽自動車税
督促状	小松 誠	令和8年度軽自動車税
督促状	小松 誠	令和8年度軽自動車税
督促状	森井 秀一	令和8年度軽自動車税

送達する書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 税務課収納係：0887-53-1095